

奈良市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 奈良市移住支援金事業に関する報告及び立入調査について、奈良県及び奈良市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 移住支援金の支給要件や居住状況を確認するため、奈良市が住民基本台帳を閲覧することに同意します。
- 3 就業証明書の内容が真正であることを確認するため、奈良市が証明内容について事業所へ照会することに同意します。
- 4 以下の場合には、奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 偽り又は不正の手段により支援金の交付を受けた場合：全額
 - (2) 申請日から起算して3年を経過するより前に奈良市から転出した場合：全額
 - (3) 申請日から起算して1年を経過するより前に交付要綱第3条の要件を満たす職を退職した場合：全額
 - (4) 交付要綱第3条第1項第7号に規定する交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 交付要綱第10条の報告及び立入調査に応じない場合：全額
 - (6) 申請日から起算して3年を経過する日から5年を経過する日までの間に奈良市から転出した場合：半額